

特定技能人材の紹介契約書

本特定技能人材の紹介契約（以下「本契約」という）は、特定技能1号人材の紹介に関して、〇〇〇（以下「甲」という）と株式会社スリーイーホールディングス（以下「乙」という）との間に、以下の内容通り締結された。

第1条（委託業務）

甲は甲が必要とする特定技能1号人材（以下「当該求職者」という）の採用のために以下の各号に定める業務（以下「本件業務」という）を乙へ委託する。

1. 当該求職者の募集と紹介
2. 当該求職者のミャンマー国における出国手続きの一切
3. 甲が求めた場合に、当該求職者との面談等の設定
4. 前各号の業務に付随関連する業務

第2条（資料の提供）

1. 甲は乙に対し、本件業務の遂行に必要な資料及び情報の提供を行う。
2. 甲は乙に本件業務を依頼するにあたり、当該求職者に係る求人条件を乙が所定する書面により乙に提供する。

第3条（業務委託費）

1. 甲は乙への本件業務の委託に際しては紹介手数料の支払いを一括（以下「紹介料の一括支払い」という。）又は毎月分割での支払い（以下「紹介料のサブスク型支払い」という。）にて行うものとする。
2. 甲は本条1.の支払い方法の選択について、書面又は電子メールやSNSのメッセージを含む電磁的な方法で、受入要望書の提出日までに乙に打診するものとする。甲が支払い方法の選択に関する連絡を期日まで行わなかった場合には紹介料の一括払いでの支払いを乙に対し行うものとする。

第4条（紹介手数料の一括払い及び返金）

1. 甲は乙へ本件業務の委託にあたり、業務完了後に紹介手数料として当該求職者1名につき税別20万円を支払うものとする。尚、振込手数料は甲の負担とする。
2. 甲は乙に対して、本条1.に定める紹介手数料を、当該求職者の入社月の翌月末までに支払うものとする。
3. 当該求職者が甲に入社するにあたり、乙から人材紹介がなされる前に、乙の人材紹介以外の他の採用手法を通じて甲が当該求職者と接触しており、乙が紹介してから7日以内にそのことを示す証票とともに甲が乙に通知した後、当該求職者が甲に入社した場合には、本条1.の紹介手数料

は発生しないものとする。ただし、甲が当該求職者と接触してから1年以上経過した後に乙が紹介した場合には本条1. の紹介手数料は発生するものとする。

4. 乙から甲に対して当該求職者を紹介した時点から2年以上経過した後に採用決定となり、当該求職者が甲に入社した場合は本条1. の紹介手数料は発生しないものとする。なお、乙から甲に対して当該求職者を紹介してから2年未満の期間内に採用が決定された場合には、本契約の終了後であっても、甲は乙に対して本条1. の紹介手数料を支払うものとする。
5. 次に掲げる事由により、当該求職者が退職した場合、乙は甲に対して表1の基準で本条1. の紹介手数料の返金を行うものとする。但し、甲の当該求職者に対する労働条件が第2条2. に掲げる求人条件と異なることに専ら起因する退職の場合には、この限りではない。
 - ① 当該求職者の自己都合により退職した場合
 - ② 当該求職者の責に帰すべき事由（就業規則違反等）により退職した場合
 - ③ 当該求職者の責に帰すべき事由により解雇された場合

表1

条件内容	返金手数料
入社後1ヵ月未満の退職の場合	本条1.の紹介手数料のうち、80%を返金
入社後3ヵ月未満の退職の場合	本条1.の紹介手数料のうち、50%を返金

第5条（紹介料のサブスク型支払い）

1. 甲は乙に対して、当該求職者が甲に在籍している間、月額税別10,000円（以下、「月額紹介料」という。）を支払うものとする。なお、月の途中の入社及び退社にあたっては月額紹介料を日割り計算し、在籍日数分の報酬を甲は乙に支払うものとする。
2. 甲は当該求職者の入社後、月額紹介料を在籍月の翌月末までに、乙が別途指定する銀行口座に振込送金にて支払う。なお、送金手数料は甲の負担とする。
3. 当該求職者が甲に入社するにあたり、乙から人材紹介がなされる前に、乙の人材紹介以外の採用手法を通じて甲が当該求職者と接触しており、乙が紹介してから7日以内にそのことを示す証拠とともに甲が乙に通知した後、甲に入社した場合には、月額紹介料は発生しないものとし、本件業務の実施を停止するものとする。ただし、甲が候補者と接触してから1年以上経過した後に乙が紹介した場合には本条1. の月額紹介料は発生するものとし、本件業務も実施するものとする。
4. 乙から甲に対して当該求職者を紹介した時点から2年以上経過した後に採用決定となり、当該求職者が甲に入社した場合、月額紹介料は発生しないものとし、本件業務の実施を停止するものとする。なお、乙から甲に対して当該求職者を紹介してから2年未満の期間内に採用が決定された場合には、本契約の終了後であっても、甲は乙に対して月額紹介料を支払うものとし、本件業務も実施するものとする。
5. 当該求職者が甲を退職した場合には甲は乙に対する月額紹介料の支払いを停止するものとし本件業務の実施も停止するものとする。
6. 当該求職者が甲での在籍中に特定技能1号以外の在留資格へ変更をした場合においても、入社日より3年間は月額紹介料が発生するものとする。

第6条（甲が支払う費用）

甲は、本件業務において、本契約の第4条及び第5条に定める金額とは別に発生する甲が認めた費用を乙に支払うものとする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

第7条（採用の決定と通知）

甲は当該求職者を採用することに決定した場合、甲は乙に対して労働条件を明示し、これを通知する。

第8条（個人情報保護及び機密の保持）

1. 甲及び乙は、本件業務の遂行に際して得られた相手方に関する情報と当該求職者の個人情報を漏洩させないように万全の措置を講ずるとともに、これらの情報を正当な理由なく第三者に提供することと目的外使用をすることを禁止する。但し、乙が取次送出機関へ情報を提供する行為については、甲はこれを承諾するものとする。

2. 甲は当該求職者を採用しないことを決定したときは、乙から開示又は提供を受けた当該求職者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄をしなければならない。

3. 本条の規定は本契約の終了後といえども有効とする。

4. 第1項の定めに関わらず、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。また、裁判所や行政機関からの命令等により開示を求められた場合は、その命令等に応じることはできるものとする。

- ・相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から機密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- ・相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- ・相手方から開示を受けた後に被開示者の責によらず公知となった情報
- ・相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、機密保持の義務を負うことなく入手した情報

第9条（反社会勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と社会的に非難される一切の関係をもたないことを確約する。

2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。

- ・相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
- ・相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
- ・相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき

第10条(免責事項)

当該求職者が自己申告した個人情報については、乙は甲に対してその正確性について責任を負わないものとする。

第 11 条(有効期間)

本契約の有効期間は契約日から 1 年間とする。ただし本契約の有効期間満了の 1 か月前までに、甲または乙から相手方に対し、契約内容の変更の旨、または、本契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、本契約は同内容にて 1 年単位で自動更新するものとし、その後も同様とする。なお、第 4 条及び第 5 条に定める紹介料の対象となる当該求職者が甲に在籍している又は甲への入社を予定している場合は本契約が解除されたとしても、第 4 条及び第 5 条に定める甲から乙への支払い義務は生じるものとする。

第 12 条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が次の各号の 1 つにでも該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。

- ・ 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
- ・ 甲または乙の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
- ・ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
- ・ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
- ・ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
- ・ 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
- ・ ミャンマー及び日本の法令変更により本契約に基づくサービスの提供ができなくなったとき
- ・ その他前各号に類する事情が存するとき

第 13 条（準拠法および管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する訴えについては、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙双方は互いに誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約成立の証として、甲乙は本契約書を 2 通作成し、各自記名捺印の上、甲乙がそれぞれ 1 通を所持するものとする。

年 月 日

(甲)

㊟

(乙) 東京都中央区日本橋小伝馬町4番2号
株式会社スリーイーホールディングス
代表取締役社長 北中 彰 ㊟